



栃木県公報

令和7(2025)年
6月17日(火)
第613号

目次

告示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	503
○地籍調査の成果の認証	504
○土地改良区定款変更の認可	504
○道路の供用開始	504
○指定納付受託者の指定	504

公告

○令和7(2025)年度家畜商講習会の開催	505
○基本測量の実施	506
○公共測量の実施	506

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	506
-----------------------------	-----

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告(特定調達公告)	507
-------------------------	-----

正誤

○令和7(2025)年第583号中	511
-------------------	-----

告示

栃木県告示第291号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和7(2025)年度分の補助金等から適用する。

令和7(2025)年6月17日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款先進的技術・製品開発支援補助金の項を削り、同款に次のように加える。

イノベーションエコシステム推進補助金	県内に主たる事業所を有する中堅企業者及び中小企業者等が大学・試験研究機関等や他企業と連携した連携体により取り組む新たな成長産業分野の振興に資する新技術・新サービス・新製品開発に対して助成することにより、事業者等の競争力強化と成長を支援し、本県産業の振	中堅企業者及び中小企業者等が大学・試験研究機関等や他企業と連携した連携体により取り組む、新たな成長産業分野の振興に資する新技術・新サービス・新製品開発に要する次に掲げる経費 (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置もしくは工具器具の購入、試作、改良、据え付け、修繕又は借用に要する経費 (3) 外注加工に要する経費 (4) 技術指導の受け入れに要する経費 (5) 共同研究契約等に基づき補助事業	中堅企業者：当該経費の3分の1以内。ただし、30,000,000円を限度とする。 中小企業者等：当該経費の2分の1以内。ただし、20,000,000円を限度とする。	中堅企業者、中小企業者等
--------------------	---	--	---	--------------

	興を図ることを目的とする。	者が共同研究開発の相手方へ支払う経費 (6) 技術・製品開発等に直接従事する者の人件費 (7) 知的財産権に係る出願等に要する経費 (8) 実証実験の委託に要する経費 (9) 上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成の委託等に要する経費		
--	---------------	---	--	--

(工業振興課)

栃木県告示第292号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7（2025）年6月17日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那須町	那須町大字高久甲の一部	那須町大字高久甲の一部 (芦ノ又地区)	令和7（2025）年 5月30日

(農村振興課)

栃木県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7（2025）年6月17日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
船生土地改良区	令和7（2025）年5月9日

(農地整備課)

栃木県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7（2025）年6月17日から同年7月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年6月17日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
264	一般県道 小山結城線	小山市大字大行寺字神明715-2から 小山市大字大行寺字上川原978-2まで	令和7（2025）年 6月17日

(道路保全課)

栃木県告示第295号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7(2025)年6月17日

栃木県知事 福田 富一

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

- 主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー8階
- 名称
株式会社エム・ピー・ソリューション
- 指定をした日
令和7(2025)年6月2日

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

以下の条例により、収入証紙で徴収することとされている手数料及び使用料に係る歳入

- 栃木県手数料条例
- 栃木県立学校の授業料等に関する条例
- 栃木県公害紛争処理条例
- 栃木県立産業技術専門校条例
- 栃木県立衛生福祉大学校条例
- 栃木県農業大学校条例
- 栃木県警察関係手数料条例
- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例

(会計管理課)

公 告

○令和7(2025)年度家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和7(2025)年度家畜商講習会を開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年6月17日

栃木県知事 福田 富一

1 開催の日時及び開催方法

- 日時
令和7(2025)年8月6日（水）及び同月7日（木）の2日間
午前8時30分から午後5時30分まで
- 開催方法
オンライン方式（定員25名程度）

2 講習科目及び講習時間

- 家畜の取引に関する法令 4時間
- 家畜の品種及び特徴 4時間
- 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講申込方法

- 提出書類
ア 令和7(2025)年度家畜商講習会受講申請書
電子申請システム（インターネット申込み）の場合は提出不要。
簡易書留による郵送又は持参の場合は、栃木県収入証紙を貼付しないで提出すること。
イ 履歴書（写真を貼付すること。）
ウ 家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の規定に該当する者（獣医師法（昭和24年法

律第186号)第3条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者)で、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による特例措置を受けようとする者は、ア、イのほかに次の書類を添付すること。

(ア) 講習時間の特例措置適用申請書

(イ) 獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 受講手数料

3,210円

(3) 申請書の提出場所及び期限

ア 提出方法 簡易書留による郵送、持参又は電子申請システム(インターネット申込み)

イ 提出場所 住所地を管轄する農業振興事務所又は栃木県農政部畜産振興課(郵送、持参の場合)

ウ 提出期限 令和7(2025)年7月11日(金)

(郵送の場合は、令和7(2025)年7月11日までに必着とする。)

(畜産振興課)

○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年6月17日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

2 作業地域

益子町

3 作業期間

令和7(2025)年9月1日から令和8(2026)年2月27日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年6月17日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(都市計画基本図更新)

2 作業地域

宇都宮市の一部

3 作業期間

令和7(2025)年5月15日から令和8(2026)年3月25日まで

(監理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と

40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和7(2025)年6月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

- 1 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数
31,855人
- 2 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
299,090人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,184人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	39,039人
栃木市選挙区	42,720人
佐野市選挙区	31,623人
鹿沼市選挙区	26,185人
日光市選挙区	21,632人
小山市・野木町選挙区	52,230人
真岡市選挙区	20,993人
大田原市選挙区	19,195人
矢板市選挙区	8,675人
那須塩原市・那須町選挙区	39,143人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,085人
那須烏山市・那珂川町選挙区	11,048人
下野市選挙区	16,645人
芳賀郡選挙区	16,934人
壬生町選挙区	10,729人

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和7(2025)年6月17日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託
 - (2) 業務内容
基本設計及び実施設計
 - (3) 履行期限
契約締結日から720日間
- 2 参加表明書の提出者に要求される参加資格
 - (1) 公告日現在において、次の要件をすべて満たす特定建築設計業務協働企業体（以下「設計共同体」という。）とする。

ア すべての構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所であること。

イ 設計共同体の構成員数は3者であること。

ウ すべての構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

エ 設計共同体に所属する建築士の合計の数が15名以上であること。

オ すべての構成員は、5名以上の一級建築士を有すること。

カ すべての構成員は、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和7（2025）年栃木県告示第109号）に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。

※測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものの認定を受けていない者の参加については業務説明書による。

キ すべての構成員は、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ク すべての構成員は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ケ すべての構成員は、栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

コ すべての構成員の設計共同体における出資比率の最小限度が20パーセント以上であること。

(2) (1)の設計共同体における代表構成員は次の要件をすべて満たすこと。

ア 出資比率は構成員中最大（同比率である場合を含む）であること。

イ 平成22（2010）年4月1日以降に設計業務が完了した1棟あたりの延べ面積が3,000㎡以上で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く）で3階建て以上の学校建築に関する設計実績を1以上有すること（改修工事に係る設計業務を除く）。

(3) 管理技術者は1名とし、次のいずれかの要件を満たす設計実績を有し、代表構成員に所属する一級建築士であること。

ア 一級建築士取得後8年以上で、(2)イに掲げる学校建築に関する設計実績を有すること。

イ 二級建築士取得後13年以上で、(2)イに掲げる学校建築に関する設計実績を有すること。

(4) 照査技術者は1名とし、構成員に所属する次のア又はイの要件を満たす一級建築士であること。

ア 一級建築士取得後8年以上であること。

イ 二級建築士取得後又は大学卒業後13年以上であること。

(5) 各主任担当技術者は各1名とし、その分担業務分野は次のとおりとする。なお建築分野の主任担当技術者は、構成員に所属していること。

分担業務分野	業務内容（下記の図書作成に係る業務）
建築	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(6) 管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は専任とすること。

(7) 参加表明書及び技術提案書の提出者が、本業務委託における他の参加表明書及び技術提案書の提出者となっていないこと。

- (8) 5(3)に記載する入札参加資格の審査に必要な書類を参加表明書と同時に提出すること。
- 3 技術提案書の提出者を選定するための基準
- 参加表明書を提出した者の中から、次の評価基準により、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。
- ただし、参加表明書を提出した者が5者に満たない場合または選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、この限りではない。
- (1) 事務所の体制及び業務実績
- (2) 技術職員の経験及び業務実績
- 4 技術提案書を特定するための評価基準
- 提出された技術提案書の中から、次の評価基準に基づき、1者の技術提案書を特定する。
- (1) 3(1)及び3(2)に示す評価基準
- (2) 業務実施方針及び特定テーマ
- 5 手続等
- (1) 担当部署
- ア 提出先及びこの公告全般に関すること
- 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館14階)
- 栃木県県土整備部建築営繕課企画営繕担当
- 電話 028-623-2516 FAX 028-623-2489
- E-mail ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp
- ホームページアドレス
- https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kikaku/202506_kihonjissisekkeigyomuitaku.html
- イ 入札参加資格申請に関すること
- 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館13階)
- 栃木県県土整備部監理課工事管理担当
- 電話 028-623-2389 FAX 028-623-2392
- E-mail koujikanri@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 説明書の配布期間及び場所
- 本業務に係る説明書は、令和7(2025)年6月17日から同年7月8日午後4時まで5(1)アの担当部署において配付するとともに、ホームページに掲載する。
- ただし、5(1)ア担当部署における配付は、栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第2号)第2条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- (3) 入札参加資格申請における提出書類、提出方法及び提出期限等
- ア 提出書類
- ・建築設計業務入札参加資格審査申請書[特定建築設計業務共同企業体](様式第1号)
 - ・特定建築設計業務共同企業体協定書
 - ・委任状(代表構成員に対するその他の構成員からの入札に関する権限についての委任状)
 - ・建築設計業務入札参加資格審査資料[特定建築設計業務共同企業体](様式第2号)
 - ・栃木県一般競争(指名競争)入札参加資格決定通知書の写し
- イ 提出方法
- ・3部を持参又は郵送等(書留郵便等により提出期限までに必着)すること(参加表明書の提出と同時とする。)
 - ・持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)
- ウ 提出期限
- ・令和7(2025)年7月8日(火)午後4時まで
- エ 提出先

・ 5(1)アの提出先とする。

(4) 参加表明書の提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

- ・ 6部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること
- ・ 持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）

イ 提出期限

- ・ 令和7(2025)年7月8日（火）午後4時まで

ウ 提出先

- ・ 5(1)アの提出先とする。

(5) 技術提案書の提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

- ・ 12部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること
- ・ 持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）

イ 提出期限

- ・ 令和7(2025)年8月18日（月）午後4時まで

ウ 提出先

- ・ 5(1)アの提出先とする。

6 業務委託説明書

本業務の詳細は、「栃農高・栃工高・栃商高高校整備事業基本・実施設計業務説明書」による。

7 その他

(1) 契約保証金

契約保証金の納付を要する。

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(2) 業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Design for the construction work of a new high school that integrates Tochigi Agricultural High School, Tochigi Technical High School, and Tochigi Commercial High School.

(2) Place of contact:

Construction Management Section,
Public Works Division,
Department of Land Development
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2516
ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp

(3) Time-limit to express interests:

4:00 pm, July 8, 2025

(4) Time-limit for the submission of proposals:

4:00 pm, August 18, 2025

(5) Others:

All documents must be written in Japanese and all currency on the documents must be indicated in Japanese Yen.

(建築営繕課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和7 (2025)年 第583号	140	6及び7	(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属 鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型 鍛造作業)	(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属 鑄物鑄造作業)